

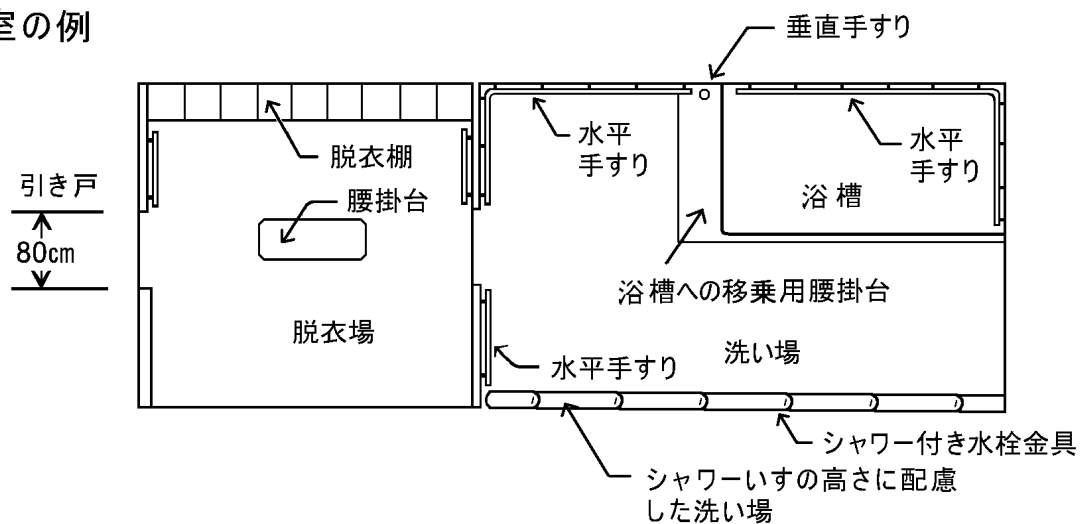
12 浴室およびシャワー室(脱衣場を含む。)

項目	整備基準(太字:ゴシック) ハートビル法誘導基準(●)	備考
<p>手すり</p> <p>水栓器具</p>	<p>利用者の用に供する浴室またはシャワー室であって、医療施設（病室を有するものに限る。）、社会福祉施設、宿泊施設（床面積の合計が2,000㎡以上のものに限る。次項において同じ。）、体育施設または公衆浴場に設けられるもの（病室、客室等の内部に設けられるものを除く。）は、その1以上（男子用および女子用の区分がある場合にあっては、それぞれ1以上）は、次に定める構造であること。</p> <p>(一) 浴室の洗い場および浴槽ならびにシャワー室には、手すりが設けられていること。</p> <p>(二) 1以上の水栓器具は、レバー式、光感知式等によりその操作が容易なものであること。</p>	

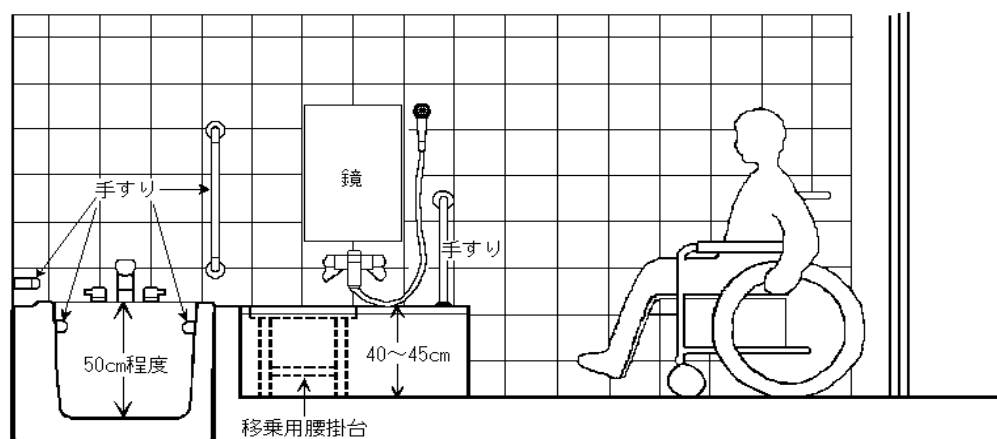
(設計上の参考)

- ・手すりは、できる限り連続させる。
- ・浴槽の手すりの高さは、浴槽の上端より10～20cm程度とする。
- ・洗い場から浴槽への移動などの場合は、垂直タイプの手すりを設置する。
- ・水栓は、湯水の混合操作や温度調節の容易なレバー式等のものとする。また、冷、温水の区分などを点字表示する。
- ・シャワーは、低い位置にハンドシャワーを、高い位置に固定兼用シャワーを設けるなどの配慮をする。
- ・浴槽は、出入りが容易であり、浴槽内で安定できる形状のもので、深さ55cm程度のものを設置する。
- ・浴槽の中から手の届く位置に、非常用呼出しボタンを設置する。
- ・シャワー室には、折りたたみ式の棚を設ける。
- ・シャワー専用車いすを備える。
- ・浴室床面と脱衣場床面とは、同一レベルとし、水切りに配慮する。
- ・脱衣場、シャワー室の広さは、ロッカー、手すりなどの附属品を除き、車いすが回転できるスペース（径150cm以上）を確保する。
- ・脱衣場には、高さは45cm程度の脱衣用ベンチを置き、下部に車いすのフットレストが入るようにスペースを設ける。
- ・脱衣ロッカーは、車いすでも使用できる高さ（45cm程度）に取付け、下部に車いすのフットレストが入るようにスペースを設ける。また、補装具（義手、義足など）を入れるために大きめのものとする。

浴室の例



洗い場等の例



車いす使用者用シャワーブースの例

